

【仙台市若林区役所保護課】臨時的任用職員（ケースワーカー）募集

【職種】

- 生活保護ケースワーカー

【業務内容】

- 生活保護受給者等との面談、相談（家庭訪問を含む）と自立助長の援助及びそれらに付随する事務処理
- ワード、エクセルによる作業の他、各種専用システム利用による作業あり。システムの操作方法は説明します。
※変更範囲：雇い入れ時から変更なし。

【雇用形態】

- 臨時的任用職員

【必要な免許・資格】

- 社会福祉主事任用資格が必要です。社会福祉士または精神保健福祉士の資格があればなお可です。
※社会福祉主事任用資格の詳細については下記「連絡・送付先」担当者にお問い合わせください。

【勤務条件】

- 雇用期間：令和7年1月1日～令和7年3月31日
※次年度以降の任用については、職員の欠員状況によります。
- 試用期間：なし
- 終業時間：8時30分～17時15分
- 時間外労働時間：あり。月平均20時間程度
- 休憩時間：60分
- 休日等：土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇
- 年次有給休暇：採用時に付与
- その他休暇：子の看護休暇、忌引等あり
- 勤務場所：仙台市若林区保春院前丁3-1 若林区役所保護課 ※転勤の可能性なし
- 基本給月額：162,500円～306,600円
- 地域手当月額：9,750円～18,396円
※基本給は職務経歴を加味した上で決定します。
諸手当は地域手当のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当などがあります。
- 通勤手当：実費支給（上限55,000円）。マイカー通勤は可ですが、若林区役所内に駐車可能なスペースはありません。

- 給与締切日：月末
- 給与支払日：毎月 21 日（給与月額）
- 加入保険等：公務災害補償、健康保険、厚生年金
- 退職金制度：あり（勤続期間に応じて支給の有無、金額が決まります）

【選考等】

- 採用人数：3 名
- 応募書類等：履歴書（顔写真貼付）、職務経歴書
- 応募方法：郵送もしくは持参（提出前に下記担当あて電話でご連絡ください）
- 提出期限：令和 6 年 11 月 29 日（金曜日）必着
※応募状況によって早期に募集を締切ることがあります。
※応募書類は返却しません。当課の責任にて廃棄します。
- 選考方法：書類選考、面接（予定 1 回）
- 選考結果通知：書類選考結果通知は書類到着後 3 日以内、面接選考結果通知は面接後 7 日以内に電話でお知らせします。

【連絡・送付先】

〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁 3-1
若林区保健福祉センター保護課保護第一係 谷口
電話 022-282-1111（内線 6331）